

臨時社員総会報告

臨時社員総会が、定款第5条に基づき全会員の選挙によって選出された代議員によって、平成25年12月26日(木)13時から、本学会(東京都千代田区)において開催された。

定刻、議長の魚本会長より、出席代議員は76名(うち委任状出席66名)で、定款第19条第1項に定める定足数(総代議員数80名の過半数以上)を充足しており、社員総会が適法に成立すること、および定款第19条第2項に定める3分の2以上の定足数を要する第1号議案についてもこれを充足しており、全ての議案について適法に成立する旨が宣言され、開会した。

議事に先立ち、議長は、社員総会の議事録署名人に、議長のほか理事2名を議場に諮って選出した。

引き続き、第1号議案「定款一部変更の件」について担当副会長より説明があり、委任状を含め総代議員の議決権の3分の2以上の賛成を得て原案どおり承認、可決された。

なお、承認された定款一部変更内容は、下記のとおりである。
 続いて、第2号議案「理事1名選任の件」では、理事1名が任期中に退任したため、役員候補推薦・調整委員会から推薦された理事候補者 遠藤孝夫氏について専務理事より説明があり、委任状を含め出席代議員の過半数以上の賛成を得て承認、可決された。

以上をもって、臨時社員総会の議事はすべて終了し、閉会した。

*

定款一部変更内容

現行定款の第14条、第15条、第39条、第43条、第51条および別表の内容につき、関係法令の規定に整合する内容等に変更を行うとともに、本議案に係る定款変更の効力発生日に關する附則の新設を行うものであり、変更の内容は、次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 後
<p>(権限)</p> <p>第14条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等に係る規程</p> <p>(4) 計算書類の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分の承認</p> <p>(8) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p>(権限)</p> <p>第14条 社員総会は、次の事項について決議する。<u>ただし、第4号については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(以下「法人法施行規則」という。)第48条に定める要件に該当する場合には、法人法第127条の定めにより、社員総会の決議に代えて定時社員総会に報告するものとする。</u></p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p>
<p>(開催)</p> <p>第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>社員総会の招集は、7日前までに、社員総会に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって代議員に通知するとともに、ホームページ及び会誌をもって全会員に周知する。ただし、社員総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとする場合は、2週間前までに通知しなければならない。</u></p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(開催)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>社員総会の招集は、社員総会の日の7日前までに、社員総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって代議員に通知を發する。ただし、社員総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとする場合は、社員総会の日の2週間前までに通知を發しなければならない。</u> <u>なお、社員総会の目的たる事項、日時及び場所は、ホームページをもって全会員に周知する。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(基本財産)</p> <p>第39条 <u>別表</u>の財産は、本学会の基本財産とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p><u>別表</u> 基本財産 定期預金 200,000,000円 三井住友銀行</p>	<p>(基本財産)</p> <p>第39条 <u>別表1</u>の財産は、本学会の基本財産とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>別表1</u> 基本財産 定期預金 200,000,000円</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第43条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、<u>理事会の承認を経て定時社員総会に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>前項の規定により報告され、承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、<u>会員名簿</u>を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第43条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、<u>理事会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、<u>法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。</u></u></p> <p>3. <u>第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、<u>社員名簿</u>を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p>
<p>(支部の設置等)</p> <p>第51条 本学会の事業を推進するために<u>別表</u>のとおり支部を設置する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p><u>別表</u> 定款第51条に規定する支部の名称及び地域は、次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>(支部の設置等)</p> <p>第51条 本学会の事業を推進するために<u>別表2</u>のとおり支部を設置する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p><u>別表2</u> (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>附則</p> <p>4. <u>第14条、第15条、第39条、第43条、第51条、別表1及び別表2の変更の効力発生日は、平成25年12月26日とする。なお、本項の規定は、効力発生日をもって自動的に削除される。</u></p>